

公 示

道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に関する審査基準並びに標準処理期間

制 定	平成14年	1月31日	九運公福第67号
一部改正	平成18年	9月29日	九運公第35号
一部改正	平成29年	12月26日	九運公第57号
一部改正	令和2年	11月27日	九運公第64号
一部改正	令和3年	7月30日	九運公第46号
一部改正	令和3年	9月24日	九運公第60号

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する許可申請について、事案の迅速かつ適切な処理を図るため、審査基準及び標準処理期間を、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月31日

九州運輸局長 谷口克己

記

1. 自家用自動車の有償運送の許可（法第78条第3号）
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、地域又は期間を限定して運送の用に供するものであると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。
2. 自家用自動車の有償運送の登録（法第79条）
 - (1) 交通空白地有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第316号に定める処理方針による。
 - (2) 福祉有償運送については、令和2年11月27日付け国自旅第317号に定める処理方針による。
 - (3) 国家戦略特別区域法第16条の2の2に定める自家用有償観光旅客等運送については、平成29年12月7日付け国自旅第215号の2に定める処理方針による。
3. 自家用自動車の貸渡しの許可（法第80条第1項）

貸渡し人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しについては、各運輸支局長が定める審査基準による。
4. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可（法第八三条）
 - (1) 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であると認められること。
 - (2) 輸送の安全及び利用者保護の観点から問題のない運送形態であること。

5. 標準処理期間

いずれも一ヶ月とする。ただし別に定めがある場合はこの限りでない。

附 則

1. 本基準は、平成14年2月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。
2. 本基準中、引用している各通達は、申請窓口に備え置くものとする。

附 則

1. 本基準は、平成18年10月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。

附 則（平成29年12月26日 九運公第57号）

1. 本基準は、平成29年12月26日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。

附 則（令和2年11月27日 九運公第64号）

1. 本基準は、令和2年11月27日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。

附 則（令和3年 7月30日 九運公第46号）

1. 本基準は、令和3年8月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。

附 則（令和3年9月24日 九運公第60号）

1. 本基準は、令和3年10月1日以降に当局管内の支局において受け付ける申請について適用するものとする。